Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kanto Regional Development Bureau.

令和 5 年 1 月 20 日(金) 国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

第7回 『明日の西湘海岸を考える懇談会』を開催します。

国土交通省及び神奈川県は、西湘海岸における保全対策等に関する事業を行っています。 この海岸管理者が行う事業の情報提供を基に、学識経験者、地元関係者、行政機関等が集まり、防災、環境、利用など様々な観点から、これからの西湘海岸のあり方について意見交換を行う 『明日の西湘海岸を考える懇談会』 を平成27年3月25日から開催しています。 このたび、第7回懇談会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

- 1. 日時 令和5年1月27日(金) 13:00~
- 2. 会場 小田原合同庁舎 2階 2D、2E会議室 神奈川県小田原市荻窪350番地の1
- 3. 議事(予定)
 - ・直轄西湘海岸保全対策事業の概要について
 - ・神奈川県による海岸保全対策事業の概要について
- 4. 主催 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 · 神奈川県
- ※本懇談会は、報道関係者及び一般の方の傍聴が可能ですが、新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止のため、マスクの着用と、検温及び手指の消毒のご協力をお願いいたします。 また、感染状況等により人数制限をさせて頂く場合があります。

当日、受付にて必要事項を記入の後、係員の指示により会場へ入場をお願いします。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 神奈川県政記者クラブ

<問い合わせ先>

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 TEL:045-503-4000 (代表)

副所長 髙橋 岩夫(たかはし いわお)

地域防災調整官 後藤 順一(ごとう じゅんいち)

神奈川県県土整備局河川下水道部

防災なぎさ担当課長 田村 貴久(たむら たかひさ)TEL:045-285-0815(直通) 河港課なぎさグループ 和寺 哲平(わでら てっぺい)TEL:045-210-6514(直通)

【会場位置図】



出典: 国土地理院ウェブサイト(https://maps.gsi.go.jp) 一部加筆

〇 徒歩の場合

・小田原駅「西口」(新幹線改札口)より徒歩 15 分

○ バスの場合

・小田原駅「東口」2番乗り場より伊豆箱根バス

「県立諏訪の原公園」または「久野車庫」方面行き「小田原合同庁舎前」下車すぐ

・小田原駅「西口」2番乗り場より伊豆箱根バス

「兎河原循環」または「久野車庫」方面行き「税務署前」下車 徒歩3分

「明日の西湘海岸を考える懇談会」委員名簿

氏 名	所 属	
【座長】宇多 高明	日本大学 客員教授	有識者
佐藤 愼司	高知工科大学 システム工学群 教授	
川辺 みどり	東京海洋大学 学術研究院 教授	
柴山 知也	早稲田大学 理工学術院 教授	
関根 正人	早稲田大学 理工学術院 教授	
武井 正	(公財)相模湾水産振興事業団代表理事	漁業関係
高橋 征人	小田原市漁業協同組合代表理事組合長	
小島 拓	大磯二宮漁業協同組合代表理事組合長	
本田 浩之	大磯二宮漁業協同組合副組合長	
小泉 隆史	大磯町区長連絡協議会会長	住民利用者
蒲原 辰弘	大磯海の会議代表	
佐藤 進	二宮町地区長連絡協議会代表	
田邊 邦良	二宮町観光協会会長	
小又 寛	二宮海岸に砂浜を戻す会代表	
加藤 史訓	国土交通省国土技術政策総合研究所海岸研究室長	行政
鳥海 義文	小田原市副市長	
鈴木 一男	大磯町副町長	
渡邉 康司	二宮町副町長	
田村 貴久	神奈川県県土整備局河川下水道部防災なぎさ担当課長	
久保 暁俊	神奈川県県西土木事務所 小田原土木センター所長	
藤崎 伸二郎	神奈川県平塚土木事務所長	
荒木 茂	国土交通省関東地方整備局河川部低潮線保全官	
嶋崎 明寛	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長	

「明日の西湘海岸を考える懇談会」 傍聴規定

(趣旨)

第1条 本規定は、明日の西湘海岸を考える懇談会(以下「懇談会」という。)の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴者受付)

- 第3条 事務局は傍聴者受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴者受付にて住所・氏名・年齢を記入するものとする。
 - 2 傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴可能とする。ただし、定員 を超える場合は報道関係者を優先し、一般傍聴者は、受付の先着順により決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

- 第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。
 - (1)第3条により決定した傍聴者以外の者
 - (2)審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。 また、傍聴者は発言してはならない。ただし、座長の求めがあった場合は、この限りでは ない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に座長の許可を得た場合は、この限りではない。

(秩序の維持)

- 第7条 座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な事項の指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。
 - 2 座長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示されたにもかかわらず、傍聴者が指示 に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(その他)

第8条 この規定の変更やこの規定に定めのない事項は、座長が懇談会に諮って定める。